

市道供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、
上越市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、都市整備部道路課において一般
の縦覧に供する。

令和7年3月28日

上越市長 中川幹太

供用開始の期日 令和7年3月28日

路線番号	路線名	供用開始の区間
E628	新光町二丁目団地 8号線	新光町二丁目189番9から
		新光町二丁目189番10まで